

「第8次京都府交通安全計画～交通事故のない京都府づくりを目指して～」の概要

I 計画期間

平成18年度から22年度までの5年間

II まえがき

- 中央交通安全対策会議が策定した「交通安全基本計画」に基づき、京都府が策定した「新京都府総合計画」やこの計画の実現のための中期ビジョンである『「人・間中心」の京都府づくり5つのビジョン』などを考慮しながら、安全で円滑・快適な交通社会を実現するため、平成18年度から22年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等として「京都府交通安全計画」を定める

III 計画の基本的考え方

- 「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進していくことが重要である。
- 「人間」「交通機関」「交通環境」の3つの要素について、それら相互の関連性を考慮しながら、適切かつ効果的な施策を総合的に策定し、264万府民の理解と協力の下、強力に推進する

IV 道路交通の安全

1 道路交通の現状と見通し

- (1) 府内における交通事故の発生件数及び負傷者数は、昭和44年以降減少傾向となり、昭和55年には昭和46年の約6割まで減少したものの、近年は増加傾向を示し、平成17年には、発生件数は19,460件、負傷者数は23,747人となった。
- (2) 死者数は昭和47年、48年に過去最悪の360人を数えた後、昭和53年には195人とほぼ半減したが、その後は増加傾向に転じ、平成3年には260人を記録した。近年では着実な減少傾向にあり、平成15年には119人にまで減少し、第7次京都府交通安全計画の「年間の24時間死者数を平成17年までに153人以下とする」という目標を大幅に超えて達成することができた。

2 交通安全計画における目標

- (1) 交通事故による死者数を限りなくゼロに近づけ、府民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標であるが、年間に24時間死者数を平成22年までに100人以下とすることを目指す。
- (2) 事故そのものの減少や死傷者数の減少にとも一層積極的に取り組み、平成22年までに年間の死傷者数を2万人以下とすることを目指す。

3 道路交通安全対策を考える視点

(1) 少子高齢社会への対応

- ① 今後も高齢化が急速に進むと確実視されていることを踏まえると、高齢者が安全にか

つ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

- ② 今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが喫緊の課題である。
- ③ 安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、子どもを事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められる。

(2) 歩行者の安全確保

- ① 交通事故死者数に占める歩行者の割合が約3割、特に高齢者では歩行者の割合が5割以上を占めている。
- ② 安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められる。

(3) 府民自らの意識改革

- ① 多くの府民が自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが重要である。
- ② 住民が身近な地域や団体において、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要である。

(4) ITの活用

- ① ITは、人間の認知や判断等の能力や活動を補い、また人間の不注意によるミスを打ち消し、さらには、それによる被害を最小限にとどめるなど交通安全に大きく貢献することが期待できる。

4 講じようとする施策

- (1) 道路交通環境の整備
- (2) 交通安全思想の普及徹底
- (3) 安全運転の確保
- (4) 車両の安全性の確保
- (5) 道路交通秩序の維持
- (6) 救助・救急活動の充実
- (7) 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進
- (8) 研究開発及び調査研究の充実

IV 鉄道交通の安全

1 鉄道事故の状況と交通安全対策の今後の方向

- (1) 鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向にある
- (2) 乗客の死者数ゼロを目指すとともに、運転事故件数の減少を目指す

2 鉄道交通の安全についての対策

- (1) 鉄道交通環境の整備
- (2) 鉄道の安全運行の確保

- (3) 鉄道車両の安全性の確保
- (4) 救助・救急活動の充実

V 踏切道における交通の安全

1 踏切事故の状況と交通安全対策の今後の方向

- (1) 踏切事故は、平成元年以降 10 件前後で推移している。
- (2) 踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進することにより、踏切事故を防止することとする。

2 講じようとする施策

- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- (3) 踏切道の統廃合の促進
- (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置